

十市監委第 120 号  
令和 3 年 2 月 26 日

十和田市長 小山田 久 様  
十和田市議会  
議長 畑山 親弘 様  
十和田市教育委員会  
教育長 丸井 英子 様  
十和田市農業委員会  
会長 杉山 秀明 様

十和田市監査委員 高岡 和人

十和田市監査委員 山本 秀典

## 令和 2 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和2年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 令和 2 年度 定期 監査 結果 報告 書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

## 2 監査の対象

(1) 対象課

聴取日	対象部局・課名	
令和3年2月4日	建設部	都市整備建築課
	教育委員会	スポーツ・生涯学習課
	農業委員会事務局	
	企画財政部	収納課
	総務部	総務課
令和3年2月5日	健康福祉部	生活福祉課
	健康福祉部	健康増進課
	民生部	国民健康保険課
	農林商工部	農林畜産課

(2) 監査の範囲

令和2年度(4月から11月末まで)に執行された財務に関する事務。

## 3 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入、支出に係る事務の手続きが適正に行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 備品の管理が適正に行われているか。
- (5) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。
- (6) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。
- (7) 想定されるリスク等について、対応策及び管理体制は十分か。

## 4 監査の主な実施内容

定期監査は、十和田市監査基準(令和2年3月27日制定)に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に監査項目を定めた監査資料の提出を求め、それに基づき監査対象課ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による書面監査を行った。
- (2) 課長以下関係職員から事務事業の執行状況について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

## 5 監査の期間

令和2年12月22日から令和3年2月26日まで

## 6 監査の結果

財務に関する事務について関係書類を調査した結果、事務の処理・書類の整備等はおおむね適正に処理されていると認められた。

監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善又は検討を要望した。